

## 国際的な取組について（案）

平成 28 年 11 月 8 日  
個人情報保護委員会

本年 7 月 29 日の個人情報保護委員会において、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を決定し、その中で、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきている米国、EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とした。これを踏まえ、米国及びEUと対話を行ってきているところである。

なお、個人情報の保護に関する法律第 7 条の規定に基づき、10 月 14 日の個人情報保護委員会において作成し、10 月 28 日に閣議決定された、個人情報の保護に関する基本方針においては、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組むものとする」とされている。

## 米国

定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有した。加えて、自国のステークホルダーと共に、APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムに関する周知活動及び、APEC 加盟エコノミーに対する参加促進を協力して行っていくことで一致している。

- 引き続き、グローバルな展開を念頭に、個人データ移転の枠組みである APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの活性化等の取組を進める。

## EU

日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで一致している。

- 引き続き、グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、以下の点を踏まえた議論を推進する。
  - 日EU間での個人データ移転は、改正個人情報保護法（独立機関である個人情報保護委員会の設置など）を前提として相互の個人データ流通が可能となる枠組みを想定するものとする。
  - また、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則（GDPR）が平成30年5月に適用されることから、その運用に向けた動きも注視していく必要がある。

### （参考1）APEC越境プライバシールール（CBPR）システムの概要

- APEC CBPRシステムは、APECエコノミーにおいて、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する制度であり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組みである。
- APECエコノミーが本制度への参加を希望し、参加を認められた国はアカウントビリティエージェント（AA）を登録する。このAAが事業者について、その申請に基づきAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

### （参考2）EU一般データ保護規則（GDPR）の概要

- 平成28年4月14日に欧州議会において、EU域内で適用されるデータ保護の統一ルールとして、EUデータ保護指令に代わって、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）が採択され、平成30年5月25日より適用される予定である。
- 各加盟国内で実施のための国内措置が必要となる「指令」から、加盟国に直接適用される「規則」に格上げされたことで、EU域内のデータ保護ルールの一元化が図られることになる。

## 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について

平成 28 年 7 月 29 日  
個人情報保護委員会

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含む大量のデータの国境を越えた流通が増大しており、OECD、APEC等において、個人情報の保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されてきている。また、個人情報保護委員会の設置により、国際的な執行協力の枠組みであるGPEN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）、APPA（アジア太平洋プライバシー機関フォーラム）においては、我が国が正式参加国として認められたところである。

これらの国際的な動向を踏まえて、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」の変更に向けては、同方針案に「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組む」との趣旨を盛り込むこととし、国際的な取組を一層推進することとする。

具体的には、当面、以下の方針により取組を進めることとする。

個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する。

## 個人情報保護に関する基本方針[抄]（平成 28 年 10 月 28 日閣議決定）

## 1 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

## (3) 国際的な協調

経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増えており、このような状況の変化に対応するため、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）等において、個人情報保護に関する情報交換や越境執行協力等を目的とした国際的な枠組みが構築されている。

このような取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の法制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。

## 2 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項

## (4) 個人情報保護及び円滑な流通を確保するための国際的な取組

1の(3)の国際的な協調の観点から、個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組むものとする。

(以上)

## 米国及びEUとの対話の実績

### 1. 米国との対話

#### ○平成28年8月8日 在日米国大使館公使との面談

事務局長が在日米国大使館の商務担当公使及び経済・科学担当公使と意見交換を行い、日米二国間での密接な対話と連携を行っていくことについて認識を共有するとともに、より一層の協力を進めていくことで一致した。

#### ○平成28年9月5日 米商務省幹部との面談

事務局長が来日中の米商務省次官補代理と意見交換を行い、当委員会と商務省が定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有するとともに、APEC越境プライバシールール(CBPR)システムへの参加を促進することにより、その活性化に向けて協力していくことで一致した。

#### ○平成28年10月19日 米商務省幹部との面談

事務局長が来日中の米商務省次官補代理と意見交換を行い、個人情報保護委員会と米国商務省は、定期的に会合を行い、自国のステークホルダーと共に、CBPRに関する周知活動及び、APEC加盟エコノミーに対する参加促進を行うことで一致した。

### 2. EUとの対話

#### ○平成28年4月22日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が来日中の欧州委員会司法総局データ保護課長と意見交換を行い、データ保護課長から、当委員会の設置を歓迎し、当委員会の果たす役割に期待する旨の表明があった。また、日・EUがそれぞれの個人データの保護制度についての理解を更に深め、より一層の協力を進めていくことで一致した。

#### ○平成28年9月28日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が欧州委員会を訪問し、同委員会司法総局と協力対話を行い、こうした意見交換の中で、事務局職員及び欧州委員会司法総局職員の双方が、今後も日欧間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日欧間で協力対話を続けていくことで同意した。

#### ○平成28年10月20日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が、欧州委員会司法総局国際データ流通・保護課長と意見交換を行い、相互の円滑な個人データの流通について、民間企業も含めた取組を検討していくことで一致した。

## 国際的な取組に関する広報の実績

個人情報保護委員会の国際的な取組については、以下の通り、セミナー等の場で紹介。

○平成 28 年 10 月 18 日

経済産業省主催セミナー「国境を越える個人情報保護への動き～越境移転を促進する仕組みとしての A P E C / C B P R システム～」において、其田事務局長より改正個人情報保護法のポイント及び当委員会の国際的な取組について説明。

(講演者等：米商務省、T R U S T e、経済産業省、総務省、J I P D E C 等)

○平成 28 年 10 月 19 日

在日米国商工会議所 (A C C J) ・日本経済団体連合会共催セミナー「データ移転と個人情報保護～I C T 時代におけるデータの安全かつ自由な流通確保の重要性とデータの越境移転法制の在り方について～」において、其田事務局長より改正個人情報保護法のポイント及び当委員会の国際的な取組について説明。

(講演者等：米商務省、経済産業省、総務省等)

○平成 28 年 11 月 1 日

慶應義塾大学主催「サイバー脅威インテリジェンスに関する国際会議」において、坂巻参事官より改正個人情報保護法のポイント及び当委員会の国際的な取組について説明。

(講演者等：手塚悟慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、総務省、米国土安全保障省、米連邦捜査局、英国際通商省等)

(以 上)